

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原子力発電株式会社

常務執行役員 廃止措置プロジェクト推進室長

山内

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の施行に伴う運用について（報告）

標記については、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の一部改正（以下「改正通報規則」という。）が平成29年10月30日より施行されますが、原子力事業者防災業務計画修正（以下「業務計画」という。）に係る関係自治体等との修正協議中につき、法令遵守の観点から、下記の通り改正された緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）の判断基準に基づく運用を開始いたしますのでご連絡申し上げます。

記

1. 改正通報規則による通報実施の運用開始時期
平成29年10月30日（月）午前0時
2. 対象となる原子力発電所
東海発電所
3. 改正通報規則施行日から業務計画届出までの間の運用方法
原子力災害対策指針に定める警戒事象及び改正通報規則に定める特定事象について、添付のEALを用いた通報・連絡を実施する。
なお、通報・連絡様式の見直しなどEALに関連しない修正協議中の事項については、業務計画の届出日から運用を開始することとする。
4. 業務計画修正に係る対応状況
 - (1) 関係自治体等との修正協議状況
東海発電所については、平成29年9月15日より、所在県知事および所在村長と修正協議を開始し、協議中である。
 - (2) 修正届出対応
関係自治体等との修正協議が完了し、修正届出に係る手続きが完了次第、すみやかに届出書を提出する。

以上

<添付資料>

東海発電所 原子力事業者防災業務計画別冊
(H29.10.30(月)暫定運用開始 EAL 抜粋版)

東海発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

H29.10.30(月)暫定運用開始
EAL抜粋版

平成29年10月
日本原子力発電株式会社

目 次

別表 3-1	緊急時活動レベル（EAL）の「警戒事象」一覧・・・・・・・・・・	1
別表 3-2	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準・・・・・・・・	2
別表 3-5	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

<補足>

平成 29 年 8 月 1 日に「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の一部改正（以下、「改正通報規則」という。）が公布され、同年 10 月 30 日（月）0 時より施行されます。

改正通報規則を反映した原子力事業者防災業務計画修正（以下、「業務計画」という。）については、自治体との修正協議を 9 月 15 日に開始し、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ業務計画修正届出を 11 月 17 日（修正する日）に行う予定ですが、法令遵守の観点から、10 月 30 日から業務計画を届出するまでの間は、本紙に定める警戒事態該当事象等の連絡・通報を実施します。

なお、本紙は協議中の原子力事業者防災業務計画を抜粋したものです。

以 上

緊急時活動レベル（EAL）の「警戒事象」一覧

EAL 枠組み	事象判断に係る解釈
<p>＜地震発生（震度 6 弱以上）＞ <u>当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合</u></p>	<p>・「当該原子力事業所所在市町村」とは、東海村をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】</p>
<p>＜大津波警報発表＞ <u>当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において大津波警報が発表された場合</u></p>	<p>・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、茨城県をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】</p>
<p>＜原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生＞ <u>原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</u></p>	<p>・原子炉施設の重要な故障等について、原子力規制庁オンサイト総括が警戒が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき</p>
<p>＜原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合＞ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</u></p>	<p>・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき</p>

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（1 / 3）

EAL 番号	政令 又は規則	通報すべき事象又はEAL枠組み	事象判断に係る解釈
<u>SE01</u>	政令 第4条 第4項 第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>(1) 法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、一時間当たり5マイクロシーベルト以上のもとなっているとき。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>一 次の測定設備及び当該測定装置により検出された数値に異常が認められない場合（一時間あたり5マイクロシーベルト以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る） [測定設備] 試料放射能測定装置</p> <p>二 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>(2) 法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて一時間当たり5マイクロシーベルトを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たり1マイクロシーベルト以上であるとき、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において規則4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、一時間当たり5マイクロシーベルト以上のもとなっているとき。</p>	<p>○観測設備（原災法第11条第1項の放射線測定設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストA、C <p>○観測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストA、C ・中性子サーベイメータ（検出されないことが明らかになるまでの間、測定し上記の放射線測定器設備の放射線量と合計する。）
<u>SE02</u>	政令 第4条 第4項 第2号	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が一時間当たり5マイクロシーベルトに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。</p> <p>○観測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試料放射能測定装置
<u>SE03</u>	政令 第4条 第4項 第2号	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が一時間当たり5マイクロシーベルトに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</p> <p>○観測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水口モニタ
<u>SE04</u>	政令 第4条 第4項 第3号 イ	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象発生の際に、一時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>○観測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・γ線サーベイメータ

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2 / 3)

EAL 番号	政令 又は規則	通報すべき事象又はEAL 枠組み	事象判断に係る解釈
SE05	政令 第 4 条 第 4 項 第 3 号 ロ	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が一時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>(1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 50 を乗じて得た値。</p> <p>(2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値。</p> <p>(3) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値。</p> <p>○観測設備 ・ダストサンプラ、測定器 ・よう素サンプラ、測定器</p>
SE06	政令 第 4 条 第 4 項 第 6 号	<p><施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ> <u>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)</u>において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生<u>の蓋然性が高い状態にあること。</u></p>	<p>・核燃料物質は敷地外に全て搬出済みであり、施設内(原子炉外)に持ち込まれることは無い。</p>
SE55	規則 第 7 条 第 1 項 表中 エ	<p><防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> <u>原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	<p>・「<u>原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象</u>」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>・「<u>原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象</u>」とは、影響範囲が敷地内に止まると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p> <p>・「<u>防護措置の一部の実施</u>」とは、施設敷地緊急事態要避難者をいう。</p>
XSE61	政令 第 4 条 第 4 項 第 4 号	<p><事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、一時間当たり 100 マイクロシーベルト以上の放射線量が規則第 2 条で定めるところにより検出されたこと。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>○観測設備 ・γ線サーベイメータ</p>
XSE62	政令 第 4 条 第 4 項 第 5 号 省令 第 3 条	<p><事業所外運搬での放射性物質漏えい> 省令第 3 条に定める事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。(L 型、IP-1 型を除く。)</p>	<p>○観測設備 ・汚染サーベイメータ</p>

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (3/3)

XSE63	政令 第4条 第4項 第6号	<p><事業所外運搬の原子力緊急事態事象の発生> <u>政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象。</u></p>	<p><u>・この基準は、XGE61～XGE62の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うためのものであり該当する事象は、各項目を参照。</u></p>
-------	-------------------------	--	---

本別表における法令及び省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（原子力規制委員会規則第13号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年9月14日：文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（1/2）

EAL 番号	政令 又は規則	通報すべき事象又はEAL枠組み	事象判断に係る解釈
G E O 1	法 第15条 第1項 第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>(1) 法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、一時間当たり5マイクロシーベルト以上のものとなっているとき。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該数値が一地点のみにおいて検出された場合又は検出された時間が10分間未満であるとき 二 当該数値が落雷の時に検出された場合。 	<p>○観測設備（原災法第11条第1項の放射線測定設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストA、C
G E O 2	政令 第6条 第4項 第1号	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>G E O 2は、S E O 2と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、S E O 2に準ずる。</p>
G E O 3	政令 第6条 第4項 第1号	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>G E O 3は、S E O 3と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、S E O 3に準ずる。</p>
G E O 4	政令 第6条 第3項 第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象発生の際に、当該場所における放射線量の水準として一時間当たり5ミリシーベルトが検出されたこと。又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>○観測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・γ線サーベイメータ

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2 / 2)

EAL 番号	政令 又は規則	通報すべき事象又は EAL 枠組み	事象判断に係る解釈
G E 0 5	政令 第 6 条 第 4 項 第 2 号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 0 0 マイクロシーベルトに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>(1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 5,000 を乗じて得た値。 (2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値。 (3) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに 5,000 を乗じて得た値。</p> <p>○観測設備 ・ダストサンブラ、測定器 ・よう素サンブラ、測定器</p>
G E 0 6	政令 第 6 条 第 4 項 第 3 号	<p><施設内(原子炉外)での臨界事故> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>	<p>・核燃料物質は敷地外に全て搬出済みであり、施設内(原子炉外)に持ち込まれることは無い。</p>
G E 5 5	規則 第 1 4 条 表 中 ス	<p><住民の避難を開始する必要がある事象発生> 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>・「原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>
X G E 6 1	政令 第 6 条 第 3 項 第 3 号	<p><事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、一時間当たり 1 0 ミリシーベルト以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況にかんがみ、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>○観測設備 ・γ線サーベイメータ</p>
X G E 6 2	政令 第 6 条 第 4 項 第 4 号 省令 第 4 条	<p><事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 省令第 4 条に定める事業所外運搬の場合にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じた値の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。(L 型、I P-1 型を除く。)</p>	<p>○観測設備 ・汚染サーベイメータ</p>

本別表における法令及び省令は次のとおり。

法 : 原災法

政令 : 原子力災害対策特別措置法施行令(平成 12 年政令第 195 号)

規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(原子力規制委員会規則第 13 号)

省令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(平成 24 年 9 月 14 日 : 文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号)